

一般質問

2月定例会では、代表質問を行わない無所属の2名の議員が一般質問を行いました。一般質問は、現在市が抱えている重要な課題について市長などにたずねるもので、下の表のとおり質問を行いました。ここではその一部を掲載しました。

※本紙では、今議会で行われた質疑応答を、広報委員会で抜粋し、事項別に整理し掲載しています。個々の議員の発言等、詳しくは5月中旬作成予定の本会議録を図書館やインターネットでご覧ください。インターネットを利用する場合は「かまくらGreenNet」から鎌倉市議会ホームページを開き、会議録検索システムをクリックしてください。また鎌倉市議会ホームページの本会議中継システムから、録画映像も見られますのでご利用ください。

千	「信号の時間延長の件」「災害時の災害弱者と要介護対策について」「どのような認知症の方でも受け入れ可能なショートステイ的なものについて」「障害者団体が利用できるバスについて」「高額医療費について」「緊急時の音が出るものについて」「鎌倉市の小中学校のバリアフリー化について」「行財政改革の今後のすめかたについて」
高橋 浩司	「行財政改革について」

行財政改革について

行財政改革について、次のような視点から質問が行われました。

質問：職員の適正化をとらえるための公式というものはあるのか。

【職員数適正化計画について】
質問：平成十七年に第二次職員数適正化計画をつくり、平成二十二年四月一日までに職員数を百五十人以上削減するとしたが、職員の適正人数は、どのような考え方を基にしているのか。

副市長：数式のような公式はないと思っております。適正数を考えるには、簡素で効率的な組織を目指し、住民ニーズにどこまでこたえられるかを考え、他市と比べ、独自に積算していくしかならぬと考えています。

副市長：職員の適正人数というのは非常に難しい問題だと思っております。人口規模や産業構造が本市と類似した都市との比較をし、各部門のヒアリングを経て、業務の精査をして目標をつくっている。

質問：行政に課せられた使命の一つとして、組織をできるだけスリム化し、財政力を蓄え、不慮のことに対応し、市民の生命と財産を守るといったことがあり、職員の適正化計画を達成して

副市長：二十二年までの計画はあるが、それ以降の計画は持っていない。まだ内部では詰めていないので、当然議論をして、きちんとした目標を設け、第三次職員数適正化計画をつくっていく必要があると考えている。

【消防職員増員抑制の検討】
質問：ビルなどの避難路や消防設備をチェックする予防査察業務を、消防職員のOBを中心とした消防協会のようなものをつくれれば、そこに委託できるとされているが、可能性の問題として、この辺の検討はどうか。

消防長：仮に消防職員のOBが法人組織をつくり、予防査察業務を受託した場合、消防本部予防課にある査察業務を軽減することができ、人員削減にもなると思う。しかし、消防職員OBが法的組織をつくることは、法的に問題がないのか、対外的に問題がないのかなど、国を含めた関係官庁との調整が必要であり、今後の課題だ。

【行財政改革の今後の進め方について】
質問：行財政改革を進め、無駄を省くことはとても大事だが、個々の対応の質の向上に力を入れる行財政改革が必要だと思ふ。例えば窓

口の待ち時間を少しでも短くすることや、わざわざ市役所に行かなくてもよいような対応をするなど、個々の市民ニーズに対応できる体制をつくるのが大切ではないか。また、縦割り行政の解決策として、どの課のことも把握した総合窓口を設けてはどうか。

副市長：行財政改革を進めるには、限られた行政資源の中で、住民福祉のため、質の高い市民サービスの提供をしなければならぬと考えている。各種の相談や手続については、来庁された方が窓口で不満を感じるような力を入れていきたい。

市長：窓口の一元化につなげる施策としては、こども部を設置したり、障害者福祉課での総合的な相談業務を行ったりしている。総合窓口については、他市などを参考にし、今後検討あるいは課題の整理をしていきたい。

副市長：二十二年までの計画はあるが、それ以降の計画は持っていない。まだ内部では詰めていないので、当然議論をして、きちんとした目標を設け、第三次職員数適正化計画をつくっていく必要があると考えている。

【一般会計補正予算（第六号）】
補正の内容は、（仮称）山ノ内西ヶ谷緑地土地買収費について限度額二億五千万円の債務負担行為の追加及び平成二十二年以前に土地開発公社により先行取得した公共事業用地買収費について限度額八十六億二千八百万円の債務負担行為の追加しようとするものである。

【一般会計補正予算（第七号）】
補正の内容は、定額給付金の給付に係る経費及び子育て応援特別手当の支給に係る経費を計上するとともに、これらの財源として国庫支出金を計上し、歳入歳出それぞれ十九億八千五百万円を追加しようとするものである。

【一般会計補正予算（第八号）】
補正の内容は、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金として介護保険等の経費を計上するとともに、これらの財源として国庫支出金を計上し、歳入歳出ともに一億二千万円を追加しようとするものである。

【一般会計補正予算（第九号）】
補正の内容は、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金として介護保険等の経費を計上するとともに、これらの財源として国庫支出金を計上し、歳入歳出それぞれ十九億八千五百万円を追加しようとするものである。

【一般会計補正予算（第十号）】
補正の内容は、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金として介護保険等の経費を計上するとともに、これらの財源として国庫支出金を計上し、歳入歳出それぞれ十九億八千五百万円を追加しようとするものである。

【一般会計補正予算（第十一号）】
補正の内容は、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金として介護保険等の経費を計上するとともに、これらの財源として国庫支出金を計上し、歳入歳出それぞれ十九億八千五百万円を追加しようとするものである。

【一般会計補正予算（第十二号）】
補正の内容は、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金として介護保険等の経費を計上するとともに、これらの財源として国庫支出金を計上し、歳入歳出それぞれ十九億八千五百万円を追加しようとするものである。

平成20年度 補正予算を審議

今定例会では、平成二十年度一般会計及び七特別会計補正予算案が提出されました。

補正の主な内容は、国民健康保険事業特別会計への繰入金、私立保育所等入所事業に係る経費、心身障害者医療費助成事業に係る経費及びがん検診事業に係る経費の追加など国民健康保険、施設保育、障害者医療及び健康診査の経費などを増額するとともに、事業の執行差金など各種経費を減額し、歳入歳出それぞれ四億九千七百七十万円を追加しようとするものです。

議会では、総員の賛成により原案を可決しました。

【一般会計補正予算（第六号）】
補正の内容は、（仮称）山ノ内西ヶ谷緑地土地買収費について限度額二億五千万円の債務負担行為の追加及び平成二十二年以前に土地開発公社により先行取得した公共事業用地買収費について限度額八十六億二千八百万円の債務負担行為の追加しようとするものである。

【一般会計補正予算（第七号）】
補正の内容は、定額給付金の給付に係る経費及び子育て応援特別手当の支給に係る経費を計上するとともに、これらの財源として国庫支出金を計上し、歳入歳出それぞれ十九億八千五百万円を追加しようとするものである。

【一般会計補正予算（第八号）】
補正の内容は、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金として介護保険等の経費を計上するとともに、これらの財源として国庫支出金を計上し、歳入歳出ともに一億二千万円を追加しようとするものである。

【一般会計補正予算（第九号）】
補正の内容は、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金として介護保険等の経費を計上するとともに、これらの財源として国庫支出金を計上し、歳入歳出それぞれ十九億八千五百万円を追加しようとするものである。

【一般会計補正予算（第十号）】
補正の内容は、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金として介護保険等の経費を計上するとともに、これらの財源として国庫支出金を計上し、歳入歳出それぞれ十九億八千五百万円を追加しようとするものである。

【一般会計補正予算（第十一号）】
補正の内容は、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金として介護保険等の経費を計上するとともに、これらの財源として国庫支出金を計上し、歳入歳出それぞれ十九億八千五百万円を追加しようとするものである。

【一般会計補正予算（第十二号）】
補正の内容は、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金として介護保険等の経費を計上するとともに、これらの財源として国庫支出金を計上し、歳入歳出それぞれ十九億八千五百万円を追加しようとするものである。

陳情の議決結果

【採択した陳情】
◆重度障害者医療費助成制度を含む三助成制度について
陳情の要旨は、重度障害者医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度及び小児医療費助成制度の三助成制度を、平成二十一年度も現行のまま維持継続してほしいというものです。県が市等に対して補助を行う三助成制度については、医療保険制度改正や対象者の増加により事業費が増加し、県や市の財政を圧迫

していることから、県では一部負担金の導入等が順次実施されていますが、市では現行の助成水準を維持することとされています。

議会では、市の財政等に配慮しつつ市民生活への負担軽減を図るべきであるとの判断から、全会一致で陳情を採択しました。県あてに意見書の提出を求めるとともに、陳情についても、同様に、また願意を認め、県へ意見書を提出しました。

（意見書は下記参照）

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として神奈川県知事に送付しました。

重度障害者医療費助成制度を含む三助成制度に関する意見書

重度障害者医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度及び小児医療費助成制度については、神奈川県と県内代表11市町で組織する医療費助成制度見直し検討会による検討がなされ、平成19年3月に各市町村に報告書が送付された。

その主な内容は、3助成制度に、通院1回ごとに200円、入院1日ごとに100円を徴収する一部負担金を導入する、重度障害者にも所得制限を設ける、小児医療費助成の対象を通院分について小学校就学前まで拡大するというものであり、県では、昨年10月から順次実施してきているところである。

本市においては、障害者に対する施策の充実や子育て支援に取り組んでおり、今後も維持継続しなければならないという見地から、また、世界的な金融危機を発生させた未曾有の財政不況の中、当分の間、市民に新たな負担を課すことなく、市民生活への負担軽減策として、現行の助成水準を維持することとしており、本市議会としても、重度障害者医療費助成制度を含む三助成制度について、維持継続を図られるよう要望する意見書を平成19年9月に県知事あて提出したところである。

3助成制度については、将来にわたって安定的かつ継続的に運営することが肝要であり、財政状況等に配慮しなければならない課題であるが、障害者に対する福祉施策や未来を担う子供たちの育成支援施策のさらなる充実が求められており、これを後退させてはならない。

よって、神奈川県におかれては、重度障害者医療費助成制度を含む三助成制度が安定的・継続的に実施できるよう、補助金削減を見直し、補助額をもとに戻されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月11日

鎌倉市議会